

令和3年横瀬町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日(月) 午前10時から10時42分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(2人)

1番	加藤虎三
9番	若林想一郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第19号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員
辞職の同意に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 それでは、皆さんこんにちは。緊急事態宣言もこれで終わりました、少しでも経済が上向いてくればというような今日この頃でございますけれども、本日は皆様方には大変お忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。1番の加藤虎三委員、9番の若林想一郎委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は8名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第10回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

8番、小泉茂樹委員、10番、武藤量司委員、ご兩名にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、第19号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員辞職の同意に関する件でございます。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第17号番号1についての事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号番号1について説明いたします。

議案第17号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は山林、現況地目は畑で、計画面積は1,953平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は、所有権の移

転となっています。

4 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の左側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、芦ヶ久保地内の高原パーク横瀬跡地の南西約250メートルのところが申請地になります。

この農地につきましては、以前ブドウの栽培が行われていたため、ブドウ棚が設置あるものの、現在は耕作放棄地となっていることから、農地として取得し、ワイン用のブドウを栽培し、今後も農地として適切に管理していきたいとの申請でございます。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号「全部効率的利用要件」といたしまして、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの農業実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号「常時従事要件」といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号の「下限面積要件」につきましては、取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号「地域調和要件」といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。担当委員の石黒推進委員、お願いします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。

上程されました議案第17号番号1の農地法第3条の規定による許可申請について推進委員としての所見を申し上げます。

10月22日午前9時頃、農業委員の町田委員と現地確認を行いました。場所は、芦ヶ久保地区の日向山地区の琴平農園を過ぎて苧米林道の先にある辺りです。譲受人が新たにワイン用ブドウを作付予定で、継続して農地と

して管理予定のようです。譲受人は農業に意欲的なため所有権移転後も適切に農地として管理できると思います。

委員の皆様のご審議のほどをよろしく申し上げます。

以上で担当推進委員の所見を終了します。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員、お願いします。

町田委員 ただいま石黒推進委員のほうからのご説明があったとおりでございまして、現地調査を行いました。現状は草等が繁茂している状況でありますけれども、今後所有権の移転なり、移転先の所有者が適正に管理をしていたければ環境にもいろんな面でよくなると思いますので、皆様方によろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了します。

続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 なければ質疑を終結いたします。

お諮りします。上程中の議案第17号番号1につきましては、許可相当にすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第17号番号1、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

続いて、議案第17号番号2について事務局に説明をいたさせます。

事務局 議案第17号番号2について説明いたします。

議案第17号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります7筆です。台帳地目は畑及び宅地、現況地目は畑で、計画面積は2,717.49平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は所有権の移転となっています。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、芦ヶ久保地内の町道7号線と町道107号線との交差するところで、山の花道の西約400メートルのところが申請地になります。

この農地につきましては、9月の総会において別段の面積の設定を議決

していただいた農地であり、地域おこし協力隊としてワイン用のブドウを栽培したいとの申請でございます。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号「全部効率的利用要件」といたしまして、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号「常時従事要件」といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号「下限面積要件」につきましては、取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号「地域調和要件」といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。担当委員の石黒推進委員、お願いいたします。

石黒推進委員 上程されました議案第17号番号2、農地法第3条の規定による許可申請について推進委員としての所見を申し上げます。

場所は、芦ヶ久保地区の日向山地区で、琴平農園と山の花道の分岐点となる辺りになります。添付書類にも記載されているとおりワイン用のブドウ栽培を既にこの地区で行っており、今回はさらにブドウ栽培を拡大するための農地の取得希望のようです。譲受人はワイン用の農作業を定期的に活動されているので、所有権移転後も適切に農地を経営管理できると思います。

委員の皆様のご審議のほどをよろしく申し上げます。

以上で担当推進委員の所見を終了します。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員、4番、町田委員。

町田委員 ただいま石黒推進委員がご説明をされたとおり、現地調査を行いました。

一部草等が繁茂しているところもございましたけれども、これから適切に管理することにより周辺農地等にも本当によい影響を与えてくれるのではないかなと思います。皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
質疑に移ります。
はい。

武藤委員 これは、ワインは本当に作るのですか。

議 長 はい。

事務局 ただいまの質問ですが、ワイン用として、実際にブドウを昨年も幾らか栽培はしているのですけれども、量的には少ない。それを作るのに併せて、先ほど審議をしていただきました、第1号の農地の部分と併せてワイン用のブドウということで動いております。1号で農地を取得する方、譲り受けの方と協力をしながらやっていくということなので、いずれにしても目指してやっていくということで話は聞いていますので、そこはご理解いただければと思います。

武藤委員 例えばワイン工場を造るのではなく、どこかに委託するということですか。ワインを実際に自分のところでやるというのはすごい資金が掛かると思うのだけれども。例えばプラムだとかイチゴだとか、そういった転作とか委託してやるのかどうか。そんな先のことまで考えてないとは思いますが。まあそのへんです。

議 長 貴重なご意見ありがとうございます。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時20分

議 長 それでは、再開をいたします。

質疑いかがでしょうか。

〔「なし」〕

議 長 ありがとうございます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。上程中の議案第17号番号2につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第17号番号2、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

続いて、議案第17号番号3及び番号4ですが、関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず、議案第17号番号3について説明いたします。

議案第17号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は山林、現況地目は畑で、計画面積は1,885平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は所有権の移転となっています。

6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の左側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、芦ヶ久保地内の高原パーク横瀬跡地の南西約250メートルのところが申請地になります。

この農地につきましては、以前からプラムの栽培が行われており、引き続きプラム畑として農地を取得し、適切に管理していきたいとの申請でございます。

続いて、議案第17号番号4について説明いたします。議案第17号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります3筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は3,870平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は所有権の移転となっています。

7ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の左側及び中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、芦ヶ久保地内の高原パーク横瀬跡地の南西約250メートルのところと、町道7号線と町道107号線の交差する手前約150メートルのところが申請地になります。

この農地につきましては、以前からプラム及びイチゴの栽培が行われており、引き続きプラム畑及びイチゴハウスとして農地を取得し、適切に管理していきたいとの申請でございます。

番号3及び番号4の譲受人につきましては、現在所有する農地とこの2件による取得後の合計農地面積が6,801平方メートルになります。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号「全部

効率的利用要件」といたしまして、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの農業実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号「常時従事要件」といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号「下限面積要件」につきましては、取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号「地域調和要件」といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。担当委員の石黒推進委員、お願いいたします。

石黒推進委員 上程されました議案第17号番号3と4、農地法第3条の規定による許可申請について推進委員としての所見を申し上げます。

番号3の場所は、芦ヶ久保の日向山地区の琴平農園を過ぎて苧米林道先にある辺りです。番号1と隣接しています。以前からプラムを栽培しており、継続して栽培するようです。また、番号4についても同じくプラム栽培をしており、引き続き農地として管理するようです。もう一つの少し離れた申請農地についても、既に譲受人はハウスでイチゴ栽培をしており、継続して栽培をするようです。どちらも既に譲受人が管理しており、所有権移転後も継続して適切に農地として管理できると思います。委員の皆様のご審議のほどをよろしく申し上げます。

以上で担当推進委員の所見を終了します。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員、4番、町田委員。

町田委員 ただいまの番号3、番号4の案件でございますが、推進委員の石黒推進委員が述べたとおりでございます。牛仁田の畑につきましては、プラム

等が作付られておりまして、今現在譲受人の方がプラム等の栽培をやっております。また、4番の萩ノ久保の畑に関しましては、もう20年前からイチゴハウスが建っていまして、イチゴの栽培をしているところがございます。他の土地等にも影響を与えることもなく、この譲受人が管理することにより、これからも適正に管理できると思っておりますので、皆様方にはよろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
担当委員の所見を終了いたします。
ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時31分

議長 それでは、再開をいたします。
質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。上程中の議案第17号番号3及び番号4につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。
よって、議案第17号番号3及び番号4、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

日程第4、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第18号について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号について説明いたします。

議案第18号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は365平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり飯能市在住の方です。申請理由は駐車場であります。

9ページ目を御覧ください。案内図5で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、あしがくぼ道の駅の北約100メートルのところ申請

地になります。この農地について、駐車場として転用したいとの申請でございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は令和3年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和3年8月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員、お願いします。

石黒推進委員 上程されました議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地利用最適化推進委員としての所見を申し上げます。

10月22日の午前9時頃、農業委員の町田委員と現地調査を行いました。場所は、芦ヶ久保の道の駅果樹公園あしがくぼのすぐ北です。周辺状況を確認しましたが、ほかの農地への影響を考えても問題ないと思います。委員の皆様のご審議のほどをよろしくお願いします。

以上で担当推進委員の所見を終了します。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員、4番、町田委員。

町田委員 ただいま石黒推進委員がご説明をしたとおりでございます。周辺状況等も勘案しましたが、問題がないものと思われまますので、皆様方にご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 ご苦労さまです。

以上で担当委員の所見を終了いたしました。

質疑に移ります。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第18号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件に

つきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

日程第5、議案第19号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員辞職の同意に関する件を議題といたします。

議案第19号について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第19号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員辞職の同意に関する件について説明いたします。

令和3年10月15日付で〇〇〇〇委員から辞職願が提出されました。辞職日は令和3年10月31日で、辞職理由は一身上の都合であります。会長及び事務局でご自宅に伺い、〇〇委員の息子さんからお話を伺ったところ、当初の予定であれば手術が終了し、今頃は退院できる見込みであったところですが、ここにきて手術ができないこととなり、なかなか退院の見込みも立たず、これ以上委員の皆様にご迷惑をおかけすることはできないと本人がおっしゃられているとのことでした。

農業委員会等に関する法律第13条第1項「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」ということになっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

議長 再開をいたします。

質疑に移ります。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第19号につきましては、〇〇委員辞職についての同意の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員同意です。

よって、議案第19号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員辞職の同意に関する件につきましては、〇〇委員辞職について同意することに決定をいたしました。

ここで、会議録の字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時42分)